明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（一〇六）　九
○がん対策基本法の一部を改正する法律（一〇七）　一〇
○環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（一〇八）　一二
○部落差別の解消の推進に関する法律（一〇九）　三〇
○民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（一一〇）　三六
○建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（一一一）　三六
○無電柱化の推進に関する法律（一一二）　三七
○自転車活用推進法（一一三）　三八

〔政　令〕
○財政制度等審議会令の一部を改正する政令（三七八）　四〇
○消防法施行令の一部を改正する政令（三七九）　四〇
○中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令（三八〇）　四一
○道路運送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三八一）　四二
○道路運送法施行令の一部を改正する政令（三八二）　四二
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（三八三）　四三

〔告　示〕
○保安林の指定をする件（農林水産二四九四～二五一六）　四四

本号で公布された法令のあらまし

◇道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（法律第一〇六号）（国土交通省）

一　道路運送法の一部改正関係

一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならないこととした。（第二七条第二項関係）

二　貨物自動車運送事業法の一部改正関係

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならないこととした。（第一七条第二項関係）

三　検討

政府は、一般貸切旅客自動車運送事業においては、不適切な運送契約が締結されること等により、事業用自動車の運行の安全が確保されず、多数の旅客に甚大な被害が生じるおそれがあることに鑑み、一般貸切旅客自動車運送事業者の増加の状況等を勘案し、事業用自動車の運行の安全の確保を実効的に行うための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第二項関係）

四　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとした。ただし、三は公布の日から施行することとした。

◇がん対策基本法の一部を改正する法律（法律第一〇七号）（厚生労働省）

1　目的規定の改正

目的規定に、がん対策においてがん患者（がん患者であった者を含む。以下同じ。）がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となっていることに鑑み、がん対策を推進する旨を加えることとした。（第一条関係）

2　基本理念の追加

基本理念として、次の事項を加えることとした。

㈠　がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること。（第二条第四号関係）

㈡　それぞれのがんの特性に配慮したものとなるようにすること。（第二条第五号関係）

㈢　保健、福祉、雇用、教育その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に実施されること。（第二条第六号関係）

㈣　国、地方公共団体、医療保険者、医師、事業主、学校、がん対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に実施されること。（第二条第七号関係）

㈤　がん患者の個人情報（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）の保護について適正な配慮がなされるようにすること。（第二条第八号関係）

3　医療保険者の責務に係る規定の改正

医療保険者が協力するよう努めなければならない施策の例示として、がん検診の結果に基づく必要な対応に関する普及啓発等を規定することとした。（第五条関係）

4　国民の責務に係る規定の改正

国民の責務につき、がんに関する正しい知識の例示として「がんの原因となるおそれのある感染症」を規定するとともに、がん患者に関する理解を深めるよう努めなければならない旨を加えることとした。（第六条関係）

5　事業主の責務

事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力するよう努めるものとすることとした。（第八条関係）